

あなたの声を 西東京市の男女平等参画まちづくりへ！

— 調査協力のお願 —

西東京市では、「一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」を基本理念に掲げ、男女平等参画のまちづくりを推進しています。めざしている社会の実現には、市民の皆様をはじめ、企業や市民団体、行政が一体となって取り組むことが必要です。

その取り組みの中で、来年度「第4次男女平等参画推進計画」を策定することとなりました。計画策定にあたっては、裏ページの計画策定までのスケジュールに沿って市民や団体の皆さんからもご意見を伺う予定です。その一環として本調査では満18歳以上の2,000人の方を対象に意識と実態を伺わせていただきます。

調査対象者は無作為抽出で選ばせていただき、ご回答いただいた結果は統計的にまとめるため、無記名での回答であり、皆様の個人情報やプライバシーを侵害することはありません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどお願い申し上げます。

平成 29 (2017) 年 10 月

西東京市長 丸山 浩一

〈ご記入にあたってのお願い〉

1. 調査票及び返信用封筒に、あなたの住所・お名前などを記入する必要はありません。
2. 質問中の「あなた」とは、あて名のご本人を指しています。あて名のご本人の方についてご回答をお願いします。
3. お答えは、あてはまる番号に○印を付けてください。お答えが「その他」にあてはまる場合は、その番号を○で囲み、〔 〕内に具体的な内容をご記入ください。

ご記入が終わりましたら、返信用封筒にこの調査票を入れて、10月20日(金)までにご投函ください。なお、封筒には切手を貼っていただく必要はありません。

この調査について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。なお、裏ページには計画策定までのスケジュールを掲載しましたので、ご覧ください。

〈お問い合わせ先〉

西東京市 生活文化スポーツ部
協働コミュニティ課 男女平等推進係

住所：〒202-0005 西東京市住吉町 6-15-6 住吉会館内
男女平等推進センター パリテ

TEL：042-439-0075 FAX：042-422-5375 (共通)

E-MAIL：kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp



この調査の結果については、市報、市のホームページ、男女平等情報誌「パリテ」等でお知らせします。-----是非ご覧ください！

西東京市第4次男女平等参画推進計画策定までのスケジュール

- 平成29年 10月 団体へのグループインタビューを実施します
市民意識・実態調査、職員意識・実態調査を実施します
- 平成30年 10月 パブリックコメント、市民説明会を実施します
ここでいただいたご意見をもとに計画を再調整します
- 平成31年 3月 西東京市第4次男女平等参画推進計画を策定します

第10回 パリテまつりを開催します

西東京市男女平等推進センター パリテの愛称の「パリテ」はフランス語で“平等な”という意味です。

パリテでは、女性も男性もすべての人がいきいきと自立して元気に学び合えるよう市民の方と協働で毎年「パリテまつり」を開催しています。

今年は次のように開催します。ご来場をお待ちしています。

～女と男 一緒につくろう平和な未来～

会 場：住吉会館 ルピナス

【パネル展示】

内容：男女平等推進に関連するパネル

日時：平成30年1月29日（月）～2月9日（金）

【その他】

講演会、各講座、喫茶、軽食、雑貨販売

日時：平成30年2月3日（土）・4日（日）

※詳細につきましては市報、市のホームページ、男女平等情報誌「パリテ」等でお知らせします

あなたについておたずねします

問1 あなたの性別は。(1つに○)

- 1 女性 2 男性 3 1・2以外

問2 あなたの年齢は。(1つに○)

- 1 10歳代 4 40歳代 7 70歳代
 2 20歳代 5 50歳代 8 80歳代以上
 3 30歳代 6 60歳代

問3 あなたのご家族の構成は次のどれにあたりますか。(1つに○)

- 1 単身(一人世帯) 5 三世代世帯(自分と子どもと孫)
 2 夫婦のみ 6 三世代世帯(親と自分と子ども)
 3 二世代世帯(自分と親) 7 三世代世帯(祖父母と親と自分)
 4 二世代世帯(自分と子ども) 8 その他〔具体的に： 〕

問4 あなたには、配偶者・パートナーがいますか。(婚姻届を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます)(1つに○)

<p>1 いる</p>	→	問4-1にもお答えください
<p>2 いない</p>	→	問5へお進みください

問4-1 問4で「1 いる」と答えられた方におたずねします。
おふたりは共働きですか。(パート等も含みます)(1つに○)

- 1 自分も配偶者・パートナーも働いている
 2 自分のみ働いている
 3 配偶者・パートナーのみ働いている
 4 自分も配偶者・パートナーも働いていない

問5 あなたのお住まいの地域は次のどれにあたりますか。(1から4の1つに○)

- 1 北東部地域(富士町、ひばりが丘北、中町、栄町、東町、北町、下保谷)
 2 中部地域 (田無町、泉町、住吉町、北原町、保谷町)
 3 西部地域 (芝久保町、西原町、緑町、谷戸町、ひばりが丘)
 4 南部地域 (向台町、南町、新町、柳沢、東伏見)

日ごろからの男女平等参画の意識についておたずねします

問6 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別によって役割を固定する考え方を「固定的性別役割分担意識」と言います。男女平等を実現するためには、固定的性別役割分担意識を解消する必要がありますが、あなたは、固定的性別役割分担意識は解消していると思いますか。あなたのお考えに近いものを選んでください。(1つに○)

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 解消されている | 3 あまり解消されていない |
| 2 やや解消されている | 4 解消されていない |

問7 あなたは、次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。(1) から (8) までのそれぞれについて、お答えください。

(それぞれについて、1つに○)

	男性の方が非常に 優遇されている	どちらかといえば 男性の方が優遇さ れている	男女の地位は平等 になっている	どちらかといえば 女性の方が優遇さ れている	女性の方が非常に 優遇されている
(1) 家庭生活の場で	1	2	3	4	5
(2) 職場で	1	2	3	4	5
(3) 学校教育の場で	1	2	3	4	5
(4) 地域社会(自治会・町内会や PTAなどの地域活動の場)で	1	2	3	4	5
(5) 政治の場で	1	2	3	4	5
(6) 法律や制度の上で	1	2	3	4	5
(7) 社会通念・習慣・しきたりなどで	1	2	3	4	5
(8) 社会全体では	1	2	3	4	5

問8 女性が仕事をする事について、あなたのお考えに近いものを選んでください。

(1つに○)

- 1 結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける
- 2 結婚や出産などで一時仕事をやめるが、子どもが大きくなったら再び仕事をする
- 3 子どもができたらずやめて、その後仕事をしない
- 4 結婚したらやめて、その後仕事をしない
- 5 生涯仕事をしない
- 6 その他〔具体的に： _____ 〕

日ごろの生活についておたずねします

問9 日ごろの生活についておたずねします。あなたが主に行っているものを、お答えください。(いくつかでも○)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 掃除・洗濯 | 7 家具・家電品などの修理 |
| 2 日用品の買い物 | 8 高齢者や病人の世話 |
| 3 食事の支度 | 9 高額商品の購入 |
| 4 食事の後かたづけ、食器洗い | 10 その他〔具体的に： 〕 |
| 5 子どもの世話やしつけ | 11 特にない |
| 6 家計管理 | |

問10 あなたが平日・休日で家事・育児・介護などに携わる1日あたりの時間はどのくらいですか。平均的な時間をお答えください。

(それぞれについて、1つに○)

	0 ～ 15分未 満	15 ～ 30分未 満	30分 ～ 1時間未 満	1 ～ 2時間未 満	2 ～ 3時間未 満	3 ～ 5時間未 満	5 ～ 7時間未 満	7 ～ 8時間未 満	8時間 以上
(1) 平日 (1つに○)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
(2) 休日 (1つに○)	1	2	3	4	5	6	7	8	9

問11 あなたは、男性が家事、育児、介護などを積極的に行うためには、どのようなことが必要だと思いますか。(いくつかでも○)

- 1 男性が家事・育児などを行うことに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事・育児などを行うことに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者やまわりの方が、夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で、男性が家事・育児を行うことが当たり前とする考え方を普及すること
- 6 男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
- 7 働き方改革により、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 8 男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、講座などを行うこと
- 9 男性が家事・育児などを行うための、仲間(ネットワーク)作りをすすめること
- 10 子どもの頃から、男女平等意識を教育や生活の中にとり入れること
- 11 その他〔具体的に： 〕
- 12 特にない

仕事に関することについておたずねします

問12 あなたは、今、収入を伴う仕事をしていますか。

出産や育児・介護のために休んでいる場合（育児・介護休業）は働いていると
考えてください。（ただし、学生で学費や生活費のためにアルバイトをしている
場合は「3」、それ以外（お小遣いや趣味など）のためにアルバイトをしている
場合は「5」です）（1つに○）

- 1 自由業・自営業・家族従業員として働いている
- 2 正社員として雇用されている
- 3 契約社員・派遣・パート・アルバイト等として雇用
されている
- 4 その他〔具体的に： _____ 〕
- 5 仕事をもっていない（主婦・主夫・その他）

問 12-1、
問 12-2にも
お答えください

問 13へ
お進みください

問 12-1 問 12で「1」～「4」と答えた方におたずねします。

将来、あなたは管理職に昇進したいとっていますか。（1つに○）

- 1 思っている
- 2 思っていない
- 3 わからない
- 4 現在、管理職である

問 12-2 問 12で「1」～「4」と答えた方におたずねします。

あなたは、職場で次にあげるようなハラスメントを受けたことがありますか。
（いくつでも○）

- 1 パワー・ハラスメント
- 2 セクシュアル・ハラスメント
- 3 マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント
- 4 性的指向・性自認に関するハラスメント
- 5 その他〔具体的に： _____ 〕
- 6 受けたことはない

【パタニティ・ハラスメント】とは

男性が育児休業や子育てのための短時間勤務を取得することを妨げるなどの行為のこと。

問13 現在のあなたの暮らし向き（経済状況）は、次のうちどれに該当しますか。

（1つに○）

- 1 家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている
- 2 家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている
- 3 家計にゆとりがなく、多少心配である
- 4 家計が苦しく、非常に心配である



問14 あなたは、今後、どのような形態で働きたいと思いますか。(1つに○)

- 1 自由業・自営業・家族従業員として働きたい
- 2 正社員として働きたい
- 3 契約社員・派遣・パート・アルバイト等として働きたい
- 4 その他〔具体的に： _____ 〕
- 5 働きたくない
- 6 わからない

問15 あなたは、育児休業や介護休業を取得した経験がありますか。または、これから先そのような状況が生じた時、どうしようと思いますか。育児休業、介護休業それぞれについて、回答欄に数字を記載してください。

- 1 取得経験がある
- 2 必要が生じれば取得する
- 3 取得には抵抗がある
- 4 必要がない
- 5 わからない

(1) 育児休業	(2) 介護休業

問16 家事、育児、介護などのために一時期仕事をやめた人が再就職を希望する場合、役立つものは何だと思いますか。(いくつでも○)

- 1 再雇用制度（育児や介護が一段落し、再び仕事ができるようになったら再雇用する制度）
- 2 育児や介護のための短時間勤務制度、又はフレックスタイム制度
- 3 再就職のための講座やセミナー
- 4 再就職のための職業訓練にかかる費用の助成制度
- 5 保育所、学童保育など育児をしやすい環境の充実
- 6 ホームヘルパーや介護福祉施策の充実
- 7 家族の理解と協力
- 8 企業の理解と協力
- 9 その他〔具体的に： _____ 〕
- 10 特にない

問17 あなたは、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか。(いくつでも○)

- 1 保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備
- 2 介護支援サービスの充実
- 3 家事・育児支援サービスの充実
- 4 男性の家事参加への理解・意識改革
- 5 女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革
- 6 働き続けることへの女性自身の意識改革
- 7 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革
- 8 職場における育児・介護との両立支援制度の充実
- 9 短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入
- 10 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進などへの不利益な取扱いの禁止
- 11 その他〔具体的に：]
- 12 特にない
- 13 わからない

問18 男性が育児休業を取得しやすくするために必要だと思うことは何ですか。

(いくつでも○)

- 1 上司の理解を促進する
- 2 上司が積極的に育児休業をとる
- 3 男性従業員自身に育児休業をとる意識を持たせる
- 4 取得事例の紹介をする
- 5 キャリア形成において不利にならないようにする
- 6 事業所内で雰囲気や風土を醸成する
- 7 人事担当の部署等で育児休業の取得促進に取り組む
- 8 育児休業取得後に、欠員が生じないように、人員体制に配慮する
- 9 育児休業中でも会社の情報が入るような体制を整える
- 10 育児休業中の賃金を補償する
- 11 職場復帰後のサポート体制を整える
- 12 その他〔具体的に：]



問19 男女がともに仕事と生活を両立しつつ、個性と能力を発揮し、活躍できるようにするためには、これまでの働き方を抜本的に見直す「働き方改革」が必要とされています。あなたは、「働き方改革」についてどう思いますか。

(1つに○)

1 必要だと思う	→	問 19-1 にもお答えください
2 必要だと思わない	→	問 20 へお進みください
3 わからない		

問 19-1 問 19 で「1 必要だと思う」と答えた方におたずねします。

あなたは、「働き方改革」に向けて、どのようなことが必要だと思いますか。

(いくつでも○)

- 1 長時間労働の削減
- 2 年次有休休暇の取得促進
- 3 経営者及び管理職などの意識啓発
- 4 男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画の促進
- 5 多様で柔軟な働き方を選択しやすい環境の整備
- 6 女性の活躍推進
- 7 自己啓発等にかかる時間の確保
- 8 非正規雇用労働者の処遇改善
- 9 育児・介護などにより離職した人の再就職、起業に向けた支援
- 10 その他〔具体的に： _____ 〕
- 11 わからない

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)についておたずねします

【仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)】が実現した社会とは

内閣府の「ワーク・ライフ・バランス憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

問20 あなたはワーク・ライフ・バランスを実現していますか。あなたの実情に近いものを選んでください。(1つに○)

- 1 実現できている
- 2 やや実現できている
- 3 あまり実現できていない
- 4 実現できていない

問21 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のために必要なものは何だ
と思いますか。（いくつでも〇）

- 1 保育・介護サービスが向上すること
- 2 仕事も家庭も大切にするという意識を啓発すること
- 3 フレックスタイム制度の導入など就業時間（帯）を選べるようにすること
- 4 男女とも残業や休日出勤を減らし、時間外（所定外）労働（時間）が短縮されること
- 5 育児・介護休業取得の制度やしきみについて職場で周知を図ること
- 6 育児・介護などのための休暇取得や短時間勤務など（のしきみ）が整うこと
- 7 育児・介護休業取得者の代わりとなる人材を補充すること
- 8 何らかの理由で退職した職員の復帰・再就職が可能になるような制度が整うこと
- 9 男女の雇用機会や昇進、待遇格差がなくなること
- 10 社内に保育施設が整っていくこと
- 11 パートタイマー、契約・派遣社員などの労働条件が向上すること
- 12 「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消すること
- 13 働いている男女が地域活動に参加しやすいよう配慮すること
- 14 働いている男女が自己啓発に取り組みやすいよう配慮すること
- 15 その他〔具体的に： 〕
- 16 わからない

地域とのつながりについておたずねします

問22 地域活動についておたずねします。

①あなたは現在、どのような地域活動に参加していますか。【参加状況】
(いくつでも〇)

- 1 自治会・町内会の活動
- 2 P T Aの役員や子ども会などの世話役
- 3 環境保護・教育問題などの市民活動
- 4 高齢者や障がい者のための活動
- 5 在住外国人支援のための活動
- 6 子どもの見守りや子育て支援の活動
- 7 仕事でつちかった知識や経験を活かした活動
- 8 趣味、スポーツ、習い事
- 9 自己啓発のための学習活動
- 10 西東京市や東京都から委嘱された委員
- 11 N P O活動やボランティアへの参加
- 12 シルバー人材センターでの活動
- 13 その他〔具体的に： 〕
- 14 参加していない

②あなたは今後、どのような地域活動に参加したいと思いますか。【参加意向】
現在参加している地域活動も含めて、参加したい活動をお答えください。
(いくつでも○)

- 1 自治会・町内会の活動
- 2 P T Aの役員や子ども会などの世話役
- 3 環境保護・教育問題などの市民活動
- 4 高齢者や障がい者のための活動
- 5 在住外国人支援のための活動
- 6 子どもの見守りや子育て支援の活動
- 7 仕事でつちかった知識や経験を活かした活動
- 8 趣味、スポーツ、習い事
- 9 自己啓発のための学習活動
- 10 西東京市や東京都から委嘱された委員
- 11 N P O活動やボランティアへの参加
- 12 シルバー人材センターでの活動
- 13 その他〔具体的に： 〕
- 14 参加したいと思わない

防災についておたずねします

問23 あなたは、防災分野で男女平等の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思えますか。(いくつでも○)

- 1 防災分野に男女平等の視点を活かすことの重要性について、周知を図る
- 2 災害や防災に関する知識の習得を進める
- 3 防災分野の委員会や会議の構成員の男女比をバランス良くする
- 4 災害対応や復興において女性のリーダーを育成・配置する
- 5 災害に関する各種対応マニュアルなどに男女平等参画の視点を組み込む
- 6 消防職員・消防団員・警察官・自衛官などについて、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用段階を含めて留意する
- 7 避難所設備に女性の意見を反映させる
- 8 備蓄品に女性の視点を活かす
- 9 その他〔具体的に： 〕
- 10 わからない

人権についておたずねします

問24 近年、性的マイノリティへの対応が求められており、取り組みが進められている自治体もみられます。あなたは、このような動きがあることについて、どう思いますか。(1つに○)

1 必要だと思う	→	問24-1にもお答えください
2 必要とは思わない	→	問25へお進みください
3 わからない		

【性的マイノリティ】とは

性的マイノリティとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）とトランスジェンダー（自分の性別に違和感を持ち、身体の性と心の性が一致していない人）などを意味します。

問24-1 問24で「1 必要だと思う」と答えた方におたずねします。
性的マイノリティの方々が生活しやすくするために、あなたは、自治体の取り組みとしてどのような対策が必要だと思いますか。(いくつでも○)

- 1 市民や企業等に対して意識啓発を行う
- 2 学校や市役所の窓口での対応の充実を図るため、教員や市職員に対して研修等を行う
- 3 相談窓口等の充実を図る
- 4 トイレ等について利用しやすい環境を整備する
- 5 当事者団体や支援団体等と意見交換を行い、施策に反映する
- 6 その他〔具体的に： _____ 〕
- 7 わからない

問25 あなたは、今まで自分の性的指向や性自認に悩んだことはありますか。
(1つに○)

- 1 ある
- 2 ない

【性的指向、性自認】とは

性的指向は、「恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向」であり、性自認は「自分がどの性別であるかの認識」を意味します。

問26 あなたが、パートナー（配偶者や交際相手など）からの暴力だと思うものはどれですか。（いくつでも○）

- 1 命の危険を感じるくらいの暴力行為
- 2 なぐったり、けったりする
- 3 物をなげつけたり、突き飛ばしたりする
- 4 なぐるふりをして、おどす
- 5 人格を否定するような暴言をはく
- 6 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」という
- 7 交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する
- 8 大声でどなる
- 9 何を言っても長時間無視する
- 10 必要な生活費を渡さない、貯金を勝手に使う
- 11 外で働くことを妨害したり、外出先を制限する
- 12 家族や友人と関わりを持たせない
- 13 いやがっているのに性的な行為を強要する
- 14 見たくないアダルトビデオ・雑誌などを見せる
- 15 避妊に協力しない
- 16 その他〔具体的に： 〕
- 17 特にない

問27 パートナー（配偶者や交際相手など）から暴力を受けた場合、相談ができる機関があります。あなたは、下記の相談機関を知っていますか。（いくつでも○）

- 1 警察
- 2 西東京市の相談窓口
- 3 東京都の相談窓口（東京都ウィメンズプラザ、女性相談センター、女性相談センター多摩支所）
- 4 民生委員
- 5 法務局の人権相談窓口・人権擁護委員の相談
- 6 民間相談機関
- 7 その他〔具体的に： 〕
- 8 どれも知らない

問28 配偶者や交際相手などの男女間で起こる暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）と言います。あなたは、配偶者や交際相手などから次のような暴力を受けたことがありますか。（いくつでも○）

- 1 身体的暴行（なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど）
 - 2 心理的攻撃（人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する、脅迫する、無視するなど）
 - 3 経済的圧迫（生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど）
 - 4 性的強要（いやがっているのに性的な行為を強要する、見たくないアダルトビデオ・雑誌などを見せられる、避妊に協力しないなど）
 - 5 その他〔具体的に： _____〕
- 6 受けたことはない

問 28-1 にもお答えください

問 29 へお進みください

問 28-1 問 28 で「1」～「5」に1つでも○をつけた方におたずねします。あなたが受けた暴力について、相談した方はどなたですか。（いくつでも○）

- 1 警察に相談した
 - 2 西東京市の相談窓口相談した
 - 3 東京都の相談窓口（東京都ウィメンズプラザ、女性相談センター、女性相談センター多摩支所）に相談した
 - 4 民間相談機関に相談した
 - 5 医師に相談した
 - 6 家族、親族に相談した
 - 7 友人、知人に相談した
 - 8 民生委員に相談した
 - 9 法務局の人権相談窓口、人権擁護委員に相談した
 - 10 その他〔具体的に： _____〕
- 11 誰にも相談しなかった

問 29 へお進みください

問 28-2 にもお答えください

問 28-2 問 28-1 で「11 誰にも相談しなかった」と答えた方におたずねします。誰にも相談しなかった理由は何ですか。（いくつでも○）

- 1 相談できる人がいなかったから
- 2 どこに相談してよいのかわからなかったから
- 3 誰にも知られずに相談できる場所がないと思ったから
- 4 人に打ち明けることに抵抗があったから
- 5 相談しても無駄だと思ったから
- 6 我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから
- 7 自分にも悪いところがあると思ったから
- 8 他人を巻き込みたくなかったから
- 9 相談するほどのことではないと思ったから
- 10 その他〔具体的に： _____〕

男女平等参画を進めるために必要な施策についておたずねします

問29 あなたは、以下のことがらを知っていますか。(1) から (7) までのそれぞれについて、お答えください。(それぞれについて、1つに○)

	内容まで 知っている	名前くらい 聞いたこと がある	まったく 知らない
(1) 西東京市男女平等推進センター パリテ	1	2	3
(2) 西東京市男女平等参画推進計画	1	2	3
(3) 西東京市男女平等情報誌「パリテ」	1	2	3
(4) 西東京市「女性相談」	1	2	3
(5) 男女共同参画社会基本法	1	2	3
(6) 配偶者暴力防止法	1	2	3
(7) 女性活躍推進法	1	2	3

(注) 法律については略式名を記載しています。

問30 西東京市では、市の審議会における女性委員の割合は 34.9% (平成 29 年 4 月 1 日現在)、市議会における女性議員の割合は 25.9% (平成 29 年 7 月 1 日現在) となっています。

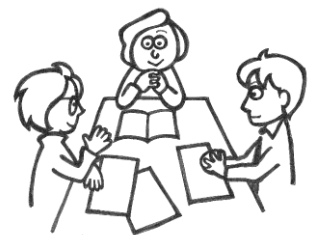
あなたはこの数字をどのように思いますか。(1つに○)

- 1 女性の割合をもっと増やす必要がある
- 2 男性の割合をもっと増やす必要がある
- 3 現状のままでよい
- 4 その他〔具体的に： _____ 〕
- 5 わからない

問31 一般的には政治や企業・地域活動など、あらゆる分野において政策や方針決定過程への女性の参画が少ない状況です。その理由は何だと思えますか。

(いくつでも○)

- 1 性別による役割分担や性差別の意識があるから
- 2 子どもの頃からの男女平等教育が十分行われていないから
- 3 男性優位の組織運営であるから
- 4 家庭の支援・協力が得られないから
- 5 女性の能力開発の機会が不十分であるから
- 6 女性の活動を支援する人的ネットワークが不足しているから
- 7 女性の参画を積極的に進めよう意識する人が少ないから
- 8 その他〔具体的に： _____ 〕
- 9 わからない



問32 国が男女共同参画社会基本法を制定した後、多くの自治体では男女共同参画条例（地方自治体が定める法）を制定し、各々独自の男女平等参画社会のしくみづくりを進めています。

現在西東京市には、「男女平等参画条例」（男女平等参画社会の実現を図ることを目的に、基本理念や市民・事業主の責務、施策の基本的事項を定めたもの。）がありません。あなたは条例の制定についてどのように思いますか。

（1つに○）

- 1 男女平等推進条例があったほうがよい
- 2 男女平等推進条例はなくてもよい
- 3 わからない

問33 男女平等をめざした以下の取り組みのうち、西東京市が特に力を入れていくべきだと思うものはどれですか。（いくつでも○）

- 1 男女平等教育の推進
- 2 意思決定の場（審議会・委員会等）への女性の参画促進
- 3 雇用の場の平等な待遇の推進
- 4 地域活動における女性リーダーの育成・登用
- 5 地域活動における男女共同参画の促進
- 6 あらゆる暴力の根絶にむけた取り組み
- 7 性・年代別のニーズに応じた健康支援
- 8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための取り組み
- 9 男性の家事・育児・介護への参画促進
- 10 保育サービスの多様化
- 11 高齢者や障がい者を家庭で介護する人の負担の軽減
- 12 地域での男女平等意識推進のための啓発活動の充実
- 13 各種相談窓口の充実
- 14 民間の団体・グループの自主活動支援
- 15 西東京市男女平等推進センター パリテの積極的な取り組み
- 16 防災分野で男女平等の視点を活かす取り組み
- 17 その他〔具体的に： 〕
- 18 わからない

問34 西東京市の男女平等に向けての取り組みについてご意見がございましたら、自由にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

返信用封筒にこの調査票を入れて、10月20日（金）までにご投函ください